京都家庭裁判所委員会(第23回)議事概要

1 日時

平成26年12月15日(月)午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

内田雅子,岡田愛,北村哲夫,草地邦晴,河野清孝,惣脇美奈子,内藤卓,中村葉子, 林隆憲,松村淳子(五十音順,敬称略)

(京都家庭裁判所職員)

片岡家事部上席裁判官,渡邊少年部上席裁判官,佐野家事部裁判官,大貫首席家庭裁判所調査官,松本家事首席書記官,住野少年首席書記官,稲葉家事訟廷管理官,武内主任書記官,藤田事務局長,大垣事務局次長,桒田事務局総務課長,平手事務局総務課課長補佐,大浦事務局総務課庶務係長

4 テーマ

高齢化社会と家庭裁判所の関わり

5 意見交換(は委員長, は委員。 は裁判所からの説明)

ロールプレイを演じた裁判官及び職員も残っていますので、御質問又は感想をいただけますでしょうか。

ロールプレイ,大変興味深く拝見させていただきました。多分準備されるのが大変だったと思います。非常にわかりやすい例だったと思いますので,市民委員の皆様にも わかりやすかったと思いました。

何点か質問がございます。事件の申立てにかかわる費用につきましては,例えば後見人を選任する,それから不在者あるいは相続財産の管理人を選任すると,この後見人又は管理人についての費用が,申立費用とは別途かかってくると思います。これらの費用がどれぐらいかかるのかと,その費用を予納とするのであれば,この点をどのように説明されているのかについてお伺いをします。

それから,窓口対応について,家裁でできる手続案内というのは,まさに手続的なことであり,実質的な中身の相談については,他の相談窓口への紹介等をどのようにされているのかというのが2つ目の質問でございます。

もう1つ,「裁判所データブック」の中を拝見しますと,家事調停事件では平成25年度から「調停に代わる審判」が急増していることがうかがえましたが,この急増の背景などについて,御説明いただきたく思います。

それでは最初に、受付、あるいは申立手数料が800円から1,200円程度必要なのは御理解いただいたようですので、その後に必要な手続の手数料も含めて、どの程度の費用がかかるのか、後見関係等で御紹介ください。

後見人を選ばせていただきますと,その後見人の方々が財産管理,身上監護をすることで活動されますので,当然報酬という問題が発生します。

基本的に報酬は後見人の方から報酬付与の申立てをして,それに対して裁判官が決定をするということになります。一律に幾らであるとを明確に申し上げることはできませんが,不安に思われる方が多いものですから,大体の目安として「東京家庭裁判所のホームページで報酬の内容について説明がございますので,そこが1つ参考になりますよ」というお話をしております。

それ以外の説明といたしましては,基本的にはどのぐらいの財産を管理して,その財産の管理をするに当たって何をしたかについて,報酬を払いますので,絶対この金額になるということは申し上げられないのですが,目安ということで1,000万ぐらいまでの財産であれば月2万円ぐらいとか,非常にわかりづらいかもしれませんが,そのような御説明をさせていただいております。

続いて,財産管理の関係で予納金を含めて説明をお願いします。

財産管理については、管理人がどんなことをしたのかということで報酬は決まることになります。不動産がたくさんあり、片っ端から売却をしたということになれば、それなりの労力がかかっていますので、売却代金から一部をお支払いする形になります。財産がたくさんあれば、予納金が必要ない場合や、少ない金額で足りる場合もございます。大変なのはやはり財産はそんなにないけれども、やっていただくことはたくさんある場合です。たとえば担保のついた不動産が少しと、債権者がたくさんいる場合、それから財産として預貯金が数十万ぐらい残っているような場合には、まずそれぞれの債権者の方が幾ら債権があるか、負債がどのぐらいあるかの調査から始まり、残っている財産をどのように分ければいいのかということになります。また、例えば骨とう品であるとか、金塊が残っている場合にはそれを売却しなければならないこともありますので、財産をお金にかえて、それを各債権者に平等に払っていただきます。こ

ういうことになると, どうしても予納金としては多くならざるを得なくなっております。したがって, 申立ての際に, 内容を検討して, このぐらいは必要だと説明をするのが多いと思っております。

第1の質問について, さらに何か付言されることはございますか。

私どもで相談を聞いたりする際に、後見では、実際のところこれだけの財産があるとどれだけの費用を要することになるのか、それも踏まえて申立てをするのかどうかをお考えになるケースもあります。それがわからないので、どうしようかなと迷われている方も多いと思っています。実際のところ、やってもらったものに対しての報酬なので、明確にはしにくいですけれども、できるだけ見通しを立てて御説明をいただけると、皆さん安心して申立てができるのではないかと考えているところです。

それでは,第2の窓口対応で,実質的にどうしたらいいのかという場面で,具体的に 弁護士等の紹介制度があるのかという質問も含めて,この点についていかがでしょう か。

窓口の手続案内というのは,基本的に手続の案内ですので,法律相談とか,込み入った話については裁判所の中立性という観点から対応できません。お話をお聴きして,手続案内をすることを原則としております。

しかし,窓口に来られる方によっては,中には法律の問題ではないケースであったり, 法律にかかわる問題であっても,なかなか裁判所の手続を利用するかどうかまだわか らない,前段階の悩みをお持ちの方が来庁されますので,こういう方たちについては, ある程度のお話をお聴きしまして,それぞれの事案によって,法テラスに相談されて はどうでしょうかとか,婦人相談所はどうでしょうかとか,児童福祉相談所はどうで しょうかとか,ケースによっては警察に相談してはどうでしょうかと,案内をしてお ります。

実質的な相談の受け皿となるような、司法書士会とか、京都弁護士会とか、遺言だったら遺言の相談の電話受付をされるセンターとかを持っているので、そういうところとの協議とか情報交換などはされていないんでしょうか。

各種専門職の方との協議等は、協議会もしくは打合せ等については随時行っておりますが、窓口案内としては、裁判所の中立性を損なわない範囲での案内になり、法テラス以外のその他の機関に関しては中立性を損なわない範囲で紹介しています。

今,司法書士会の話題が出ましたので,関連することで,どういう活動をしておられ

るかなどを御紹介いただけますか。

すか。

昨今,空き家の問題がクローズアップされており,京都市も今年の4月から空き家対策条例を施行しました。京都市内は15%から20%ぐらいは空き家と言われており,先の臨時国会で空き家対策の特別措置法も制定されたところです。行政が空き家対策を講じようというときに必ず問題に出てくるのが,空き家の所有者です。所有者の相続人不存在の状態であるとか,所在不明であるということで,相続人不存在による財産管理人の選任申立て,不在者の財産管理の選任申立てが出てくるわけです。

その場合の問題点として大まかに言うと、1つは、相続人不存在の状態であるけれど、例えば、何らかの縁戚関係に調べがついている場合です。その方にできれば申立人などになってほしいが、いわゆる利害関係が問題になるところです。また、仮に利害関係が成り立つとしても、予納金が生ずるのであれば、負担してらえるのかという問題があります。さらに、自治体自らが利害関係人として申立てを行う場合も予納金を一旦負担しなければいけないのか、そういった問題が生じている状況の中で相続財産管理人、あるいは不在者財産管理人選任の必要性が生じていると感じているところです。今のお話も含めまして、何かさらに、第1問、第2問の御質問に対して何かございま

今のところ財産管理人の申立てとして,空き家問題関係で,明確に申し立てられたものはございません。将来的には申し立てられるであろうと予想しております。その際には利害関係の解釈をどう考えるか,一番解決になる方法を考えられればと思っております。

今の段階で一番申立てが多いのは、やはり相続人全員がわからない、一部がいないという場合の不在者財産管理人の申立てです。ただ、これは明確に不動産があり、売却できるというめどが立っておりますので、予納金の額が多いか少ないかという問題があるかもしれませんが、ある程度見通しの立つ手続です。

それから,後見関係も実は空き家問題が起きており,本人が高齢者施設に入り自宅が空き家になったあと,近所が火事が起きるのではないか,泥棒が入るのではないかと心配されたり,それから土地だけであったとしても雑草が伸び放題で,虫が発生して困っていたり,後見人の方が管理を急かされるということは,本当に日常的にあることです。そのような場合に,自宅であれば居住用不動産の売却許可の申立てということが必要になり,裁判所の方に判断を求められることがあります。その場合には,処

分を認めるという運用になっております。居住用でないとしても,近所から心配が出ている,苦情が出ているという場合には,後見人が速やかに対応するようにお話をしております。

それでは,第3問のほうで,「調停に代わる審判」の利用が家事事件手続法になって 非常に増加していますが,その理由や事例を御紹介いただけたらと思います。

私が担当した遺産分割事件のうちでは、数件程度あったと思います。

どういうケースかと申しますと、出頭した当事者の間では、遺産分割の内容について合意はしているが、遺産分割に関心のない当事者がおり、出頭もしないし、意見も述べない。あるいは他の当事者に任せるという場合です。あとは遺産分割の内容等について当事者全員は一応合意はできているが、遠隔地に住んでいる当事者がいる場合などです。従前は受諾和解ということで、あらかじめ調停条項をお送りして印鑑証明をつけて承諾書を出してもらう方式をとっておりましたが、高齢者になられると、その外出もなかなか難しい。印鑑証明がとれない。あるいは昼間の仕事を持っていてなかなか手続がとれないような場合に、調停に代わる審判を活用するというのがございます。

一般調停事件を担当しておられる方もいますが,その辺はどうですか。

平成25年1月1日から家事事件手続法が施行され,「調停に代わる審判」の適用範囲が格段に拡大しました。旧来は旧乙類審判,現在の別表第2事件については含まないという解釈も有力だったのですが,新法になりましてから,それも含んだ上での調停に代わる審判もできることになり,対象範囲が拡大したという影響が大きいかと思います。一般調停事件につきましては,当事者が内容については合意していて,書面のやりとり等でも合意していますが,仕事の関係で裁判所に出頭することができず,調停に代わる審判をした場合に異議が出ると失効しますので,この事件は異議が出ずに確定するだろうなという見込みがついた場合には,調停に代わる審判をする傾向にあろうかと思います。

ほかに、これまでの3点に関連づけて何かございますでしょうか。

空き家問題に関しましては、警察に近所からの苦情を持ち込まれるケースがありました。相続人の調査をしましたが、相続人がいないという状態で、空き家になっているということで、警察署長から検事正宛てに、「相続人のいることが明らかでない死亡人の発見について」という通知書をいただきまして、相続財産管理人の選任を申立て

たケースがありました。空き家問題は近所にとっては不穏なもので,検察庁もできる ことは協力したいと思っております。

それから,今回のロールプレイで,すごく勉強させていただきました。オレオレ詐欺の事例で,被害者が高齢のためお困りでしたけれども,自分では手続をすることは困難だということでした。一方で,高齢者が加害者になる万引きの事例が今たくさん発生しておりまして,その関係でも後見の御相談を受けることがございます。

26年度版の犯罪白書のダイジェスト版では,ここ20年間で高齢者の検挙人員は4倍になっており,平成25年は平成26年と比べると受刑者における高齢者の割合も5倍に増加して,軽微な犯罪を繰り返す高齢者の中には,ちょっと認知症の疑いがあるという方もすごく増えております。本日,「京都地方検察庁における再犯防止の取組」というのを配らせていただいていますが,京都社会福祉士会の先生方が4名協力してくださり,高齢者とか知的障害がある方が犯罪を行った場合に,処罰する方向ではなくて,福祉につなげて再犯を防止するという取組を行っています。社会福祉士のアドバイスをいただき,更生支援計画書をそれぞれの事案でつくるようにしています。現状として後見人や保佐人がいるのかどうかなどを1ページ目に書けるような計画書です。社会福祉士が本人と面談する前に,面談の同意書と福祉機関との情報提供の同意書を得てから面談をしてもらっているのですが,支援者となってくださるキーパーソンがいらっしゃらないときは成年後見の手続を勧められることがよくあります。その場合に,一体誰にどんなことを依頼すればいいのか,今日いろいろ御説明いただいたので,周知をしていきたいと考えております。

書記官は、そういう例を担当したことはありますか。

私が担当した中で実際に検察庁とかかわりがあるケースはありません。ただ,今回,ロールプレイングをするに当たって,いろいろとインターネットで調べていますと,「高齢者と犯罪」では,今回,題材にした被害者というよりも,社会的には加害者となっている問題が大きくクローズアップされていました。今回は,被害者という形の事例を紹介させていただきました。当庁後見センターでは実際に来られた方につは,じっくり時間をかけて丁寧に詳しい内容も説明しておりますので,御相談いただければと思います。

ロールプレイ等の感想でも結構ですが,ほかの方いかがでしょうか。

ごみ屋敷の所有者には,比較的認知症が進んでいる高齢者が多く見受けられますが,

ごみ屋敷対策条例の安易な執行はその方の精神のバランスを壊してしまうおそれがあり,適切な執行が望まれるといった内容の意見表明をリーガルサポートがしていたようですが,実際,後見の現場でそのような問題が出てきたことはあるのでしょうか。

裁判官の観点から,何かございますか。

ごみ屋敷問題というのは認知症が進んでいる方,それから統合失調症の方も結構ごみ屋敷になっていることが多くて,後見人を選んだ後に,後見人がまずやることは何かという問題かと思います。ここのところ,あまり裁判所は相談をされることはないんですけれども,基本的には本人がどこでどう暮らすのが一番よいのかという点の検討をしていただいて,もう自宅にいるのは難しいのであれば施設を探して,施設に入った後に自宅の処分をして,ごみをきれいにする。本人がどうしても施設は嫌だと,能力もあるので,在宅で暮らす場合には住環境の整備としてごみを整理して快適な暮らし,清潔な暮らしを目指していく形で,後見では問題になってきます。大体,後見人の裁量でやっていただいております。その中では本当に多大な,いろんな方の御協力を得て,一番,本人にとっていい生活はどうなのかという観点からやっているのではないかと思っています。

今日のロールプレイにもございましたし、お手元のパンフレット等をごらんになって、 裁判所が今行っている手続案内、その後の審理、家庭裁判所がかかわっている手続等 で、何か御意見、あるいは改善点など御指摘いただくようなことはございますでしょ うか。御感想程度でも構いませんが、いかがでしょうか。

ロールプレイを拝見して、この取組に大変感銘を受けました。というのは、ドイツでは、ちょうどベルリンの壁が壊れたぐらいから司法制度改革が非常に進んでいて、特に裁判所が身近な存在でなければいけないということから、駅にオフィスを構える、交通の便のいいところにオフィスを構えたりとか、京都家庭裁判所のように、何か季節ごとに行事を行って一般の方を招き入れるというような形で、敷居を低くするという取組を非常に積極的にやったり、裁判官が寸劇をするというような取組もあったりします。京都家庭裁判所は裁判所を一般の方に公開するというチャレンジを始め、また今日このロールプレイングで、本当に、日本の裁判所でこんなことを試みるのだと思って、本当にいい意味で大変驚きました。内容も大変一般の方にわかりやすかったと思うので、これをぜひあちこちで広報をされれば大変によるしいのではないかなと思ったのです。

ただ,一方で,裁判所の司法の役割が一部,高齢化に伴ってサービスの側面が出てきたのかなと思う一方で,司法のサービスは行政サービスとは根本的に違いまして,公平性を絶対的に確保しなければいけない。司法に対する信頼,公平性が揺らいではやっぱり困りますので,相談に見えた方は,行政であれば個別の事情に応じてきめ細やかに対応することが求められるのですけれど,司法はそれはできないというものがあります。ところが,一般の方はそういう点がわからない。ですから,自分に合ったベストな回答を裁判所が用意してくれると信頼して,多分お越しになるのです。そこでこのようなすばらしいロールプレイングとかをつくられたら,そのついでに,裁判所はあくまでも中立公平な立場ですから,個別な,ベストな,自分に個別具体的な対策というか,対応を求めるのであれば,「相談機関はこちらです。」ということで,裁判所は手続の説明はできるけれども,「相談は司法書士とか弁護士とか公の機関のところを御紹介します」ということもつけ加えられてはいかがかなと思った次第です。

貴重な御指摘ですが,ロールプレイを担当した裁判官の感想はいかがですか。

次回の広報活動でこれを利用するときにはそのような点も付加させていただいて,一般の方々に理解していただけるようにしていきたいと思います。

今日のロールプレイの主役を演じた職員の感想はいかがですか。

私が演じた登場人物は、恐らく家庭裁判所に相談したら何でも受けてくれると思うと思います。ただ、現実の窓口案内では、先ほど申し上げましたけれども、一定程度の方向性をお聞きして、それから行政機関や法テラスや無料法律相談だったり、場合によっては警察だったりという形で振り分けをする、そこまでのサービスをできる限りしたいというのが窓口の職員の気持ちであります。ただ、どちらの場合であってもあくまでも、中立性を損なわないようにすることを職員に徹底指導しているところです。中立性を損なわない範囲で親切で丁寧な対応をするというのが窓口のモットーです。

ほかに御発言等ございますでしょうか。

ロールプレイについては本当に私も感銘を受けまして,ぜひ,DVD化していただいて,高齢者の方々に対するPRにぜひ使っていただけたらなと思います。

私の質問は、最近やっぱり高齢化が進むことによって、看取りといいますか、自分で終末をどういうふうに迎えていくのかというのを考えていこうという動きが出ております。エンディングノートというのもおかしいですけれども、自分の終末についてきちんとしたためまして、例えばお葬式もどうしてほしいとか含めて考えていこうと、

それが、親族に対しても負担をかけないような、取組を少しずつして行ったりということがあります。あるいは医療の方でも、ここまでは医療を受けるけれども、終末医療はこうにしてほしいとかも自分がきちんと意識しているうちに、まだ認知症にならないうちにきちんと書いておくということがあります。例えば、後見人の方々とそういうことについてやりとりするような情報を共有するような取組は今後検討されるのでしょうか。

まだ制度としてはそんなにできていないと思っております。そういう意味では,これから看取りをどうしていくかというのが,高齢者が増えれば増えるほど,亡くなる場所を本人が選べるようになっていくのかなと思います。病院で亡くなる方,施設で亡くなる方,自宅で亡くなる方,全ての方が病院で亡くなるような時代ではなくなっていますので,生前に私はこういうふうにしたいというのを,したためるというか,自分で書いていくのかなと思っているのです。そのときに成年後見人と,そういうことの情報の共有も含めてできるのかどうなのかなと思いました。

終末医療を含めて、何か裁判所側でお答えできる点はございますか。

現状を御説明いたしますと、大体、後見人に選ばれた方が、本人がある程度意見表明をできる場合には、会話をしながら、どういうふうに亡くなりたいか、もう苦しんでまで生きながらえるのは嫌だからこうやってほしいと言えるのであれば、意見を聞いて反映させるとか、あるいは周囲の方ですね、親族とか、元気な頃にお付き合いをしていた方とか、本人が日ごろどう言っていたか、こういったことを後見人が聴取して、それに基づいて本人の終末期を考えるとかといったことはやっております。

それから、お墓の問題もそうです。お寺をどうするのか、先祖代々のところへ入るのか、自分でお墓を購入して入るのか、人によって違ってきております、本人が意見表明できなくても、配偶者であるとか、お子さんであるとか、本人はこう言っていたので、あるいは、お墓参りを頻繁にしてあげたいので遠くの御本家のお墓に入るよりは近場がいいのでお墓を買いたいとか、そういう形で後見人の方から裁判所へそうしていいでしょうかというような形で上がってまいります。それについては本人の財産内容を見て、本人の財産内容が500万円程度しかないのに250万のお墓を買うと言われると、ちょっとどうしようかなと思うんですけれども、御本人が1、000万ぐらいあって、お墓といってもせいぜい100万ぐらいで、療養費用が全く困らないというのであれば、どうぞ本人の意見を尊重してくださいとお願いをしたり、後見人も工夫

をしておられます。そういった判断がいいのか,悪いのか,適切かどうかということで裁判所に意見を求められるので,裁判所もできるだけ本人の意見を尊重して可能な限りやってくださいとお願いをするというのが現状です。

よろしいでしょうか。ほかの方,いかがでしょうか。

今日のロールプレイング,すばらしい内容だったと私も感心いたしました。ぜひDVD化していただいて,最高裁判所事務総局から出していただき,またもっとほかの形でも活かしていただけるような,京都家庭裁判所発DVDとして出されてはいかがかと思っております。

先ほど来、御指摘がありましたように、裁判所がどのように市民の中に出ていくのか というようなテーマで,前回は広報活動がテーマでした。高齢化社会と家庭裁判所と いう概念を比較,どういうふうにかかわるかというような問題については,司法の立 場からいうと,家庭裁判所の立場はあくまでも公平性や中立性ということになってく るかと思いますし,行政の立場は,もっとこうした社会現象に対する施策とか,今後 の見通しだとかも含めてより市民によい結果が出る方向を考えるのが行政の立場だと 思います。司法の立場からすると,かかわってほしいという気持ちがある一方で,そ こまではかかわれないというジレンマが起こるのではないかと思います。最近の京都 家庭裁判所の中に持ち込まれるいろんな案件については,もう,ともかく職員の方々 がこなし切れないほどの非常に多くの問題が持ち込まれているように聞いております し、むしろほかの裁判所と比較して、家庭裁判所の案件があまりにも増えていってい るようなことも聞いておりますだけに,声を上げるといいましょうか,家庭裁判所と して,例えば職員を増さなければ,もうこれ以上一般のニーズに応えられないという ことをPRする,一つの材料としてこの高齢化ということに伴う,例えば相続問題だ とか、あるいは成年後見制度にかかわる事案の増加といったことをPRされるような 機会を持たれるのがよかろうかと、私はそういう感想を持っております。

貴重な御意見ありがとうございます。本年12月6日に当庁のお庭の見学会を催したのですが、その御案内が新聞に掲載されたことにより、例年になく多くの1、000人ほどの見学者がありました。裁判所の広報活動を含めて御意見がございますでしょうか。

正直申しまして,私,新聞記者になって二十数年経つのですが,二十数年前に司法担当記者をしており,京都地裁を中心にして取材をしておりました。その当時を思い出

しますと、やっぱり家庭裁判所というのはほとんど取材する機会がなくて、当時は、京都地検に続いて、非常に敷居の高いところでした。取材のために、一度訪れたことがあるんですけども、家庭裁判所も新聞記者が来るというのに余り慣れていなかったと思うんですけども、たしか地裁の総務課の方を通じて取材をお願いした覚えがございます。それから二十数年経ちまして、今日のロールプレイングなど見せていただいて、あるいは家裁の広報というのが問題になること自体が衝撃的な印象を受けておりまして、非常にありがたいなと思っているところです。

今日のお話の成年後見人制度,あるいは空き家条例とか,ごみ屋敷の条例とか,あるいは地検で御紹介いただきました再犯防止の取組等につきましては,それぞれうちの担当記者が近年取材して,報道した問題です。まだ私も非常に記憶に新しく覚えているのですけれども,報道機関の我々としては,例えば法律ができたり,あるいは何らかの制度ができる,あるいは非常に象徴的な事件が起きる,そういうときには報道しやすいのですけれども,継続的に報道というのはなかなか難しいところです。集中豪雨的な報道とか批判を受けるときもございますけれども,ぜひ今後,継続的に我々もぜひ報道をしたいと思っておりますので,御協力を賜ればと思っております。先日,家庭裁判所から見学会の案内があり,私も庭がきれいなのは知っていたのですが,オープンにされているというのも非常に珍しく,簡単なことではございますけれども,紙面で御紹介をさせていただくことができました。ぜひ今後ともいろいろと報道については御協力を賜りたいと思っております。

というのも、新聞社というのは読者からかなり誤解されている部分がございまして、新聞社に聞ければ何でもわかるんじゃないかという読者の方から、質問をいただくのですけど、新聞記者というのは専門家には取材させていただきますけれども、記者自身が必ずしも物知りばかりではないので、ただ、そういうふうな情報を、例えば弁護士会、あるいは司法書士会からも案内、相談会の案内というのも定期的にいただきますので、御紹介等はできるわけです。今日、家庭裁判所の取組もお聞きしましたので、それに合う事例がありましたら、ぜひ御紹介させていただきたいと思います。非常に雑駁な感想ですけど、よろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

最後になりますが、何かまとめ的に感想、お願いしてよろしいですか。

来庁されれば対応はできるということなんですけれども、来庁される道順に誰か連れ

てくる人,案内する人が要るんだろうと思います。例えば,知っている弁護士さんに聞いたら,まず家裁へ行ってごらんとかあったりすると思うのですけれども,特に成年後見では,高齢者になりますと,ホームページを見られる人には限りがありますし,家裁まで相談に来るという案内が,やっぱり必要だなと思います。そこまでは裁判所ができないとおっしゃるかもしれないんですけれども,そこらがあるといいなと思っております。先ほどお聞きした電話では月300件ですか,たくさんあるのに,結局,出てこられるのは月20件ぐらいというのは,やはり行きたいけれども,ちょっとなという方もあって,どんどんいらっしゃいというのは,裁判所はしないということだろうと思うんですけれども,困っている方があったらぜひとも道が開けるといいなと思っております。

それと先ほどもおっしゃいましたように、受刑者の方とか犯罪者に、高齢の方が多いので、そういう方の成年後見の申立てはあまりなかったなと思いまして、そのことを今日はお聞きしようと思っていたところですが、他の委員の方がお尋ねになりました。今日は、ロールプレイングを含め裁判部の説明や御案内を大変おもしろく聞かせて

ありがとうございました。

いただきました。

本日のロールプレイングにつきまして,お褒めの言葉をいただきまして本当にありがとうございます。しかも皆様から非常に良い感想とともに,御指摘いただきました点は,これから当庁の広報活動等々に含めまして生かしてまいりたいと思います。本当に今日はありがとうございました。